

～相談事例～

50代男性兄弟 80代母親の3人暮らし

兄弟は失業中で軽度の知的障がいもあり。収入は母親の年金のみ。食費を節約するが家賃滞納のため退去期限間近。担当相談員が同行し、家賃ひと月分を支払い、退去を免れるとともに、就労支援を行った。



30代母子世帯

夫のDVから逃れるため友人宅へ避難後、2人暮らし。アパートの契約代と生活費の支払いで所持金が底をつく。生活保護を申請中のため、給付までの家賃・食材を支援。その後、就職も決まり生活保護も終了。



20代母子世帯

会社が倒産したために失業。病身の親も困窮しており頼ることは出来ない。自立意欲が高く、何十社と面接を重ね採用に至る。子どもを預ける保育所も見つけ就労自立への道は見えてきたが、給料支給までの生活がままならないため、光熱水費・食材などの支援をすることで精神的な不安が解消し、育児や仕事に安心して取り組むことができるようになった。



60代男性1人暮らし

家にはごみがたまっている上に、多重債務で生活困窮状態。担当相談員が法テラスへつなぎ債務整理のための支援を行った。また、近隣住民に協力を呼びかけ家のゴミ出し支援を実施した。



宮崎県の
社会福祉法人が
地域を支える

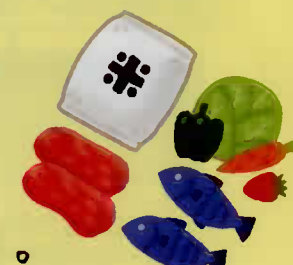
～生活困窮者等に対する相談支援事業～

みやざき安心 セーフティネット事業

生活に困りごとや不安をかかえている方、
あなたのまわりにはいませんか？



食べる物や日用品がない。
電気・ガスをとめられた。
医療費がないので病院に行けない。



当事業は、社会福祉法人による自主的な社会貢献の取り組みとして、生活困窮者等の自立を支援することを目的に、本事業に参加する社会福祉法人(施設)からの会費をもって基金を設置し、社会福祉法人(施設)、社会福祉協議会、関係団体等と連携・協働しながら総合生活相談事業や経済的援助(現物給付)を行う事業です。

地域や周辺で気になることがある方はお近くの事業参加の社会福祉法人(施設)や社会福祉協議会にご連絡下さい。

みやざき安心セーフティネット事業 参加社会福祉法人
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会

連絡先

社会福祉法人(施設)名

所在地

電話

みやざき安心
セーフティネット事業に
関する問い合わせ

社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会
〒880-8515 宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター
TEL:0985-61-0055 FAX:0985-23-3160

支援の仕組み

1

みやざき安心セーフティネット事業・担当相談員(CSW)を配置

本事業に参加する社会福祉法人(施設)は、担当相談員(CSW)を配置します。地域の支援を必要とする方への相談活動を積極的に行うことにより、どこへ相談していいのかわからない、家族で抱えている複合的な問題等、利用可能な制度につなぎます。

2

市町村社会福祉協議会との連携・協働

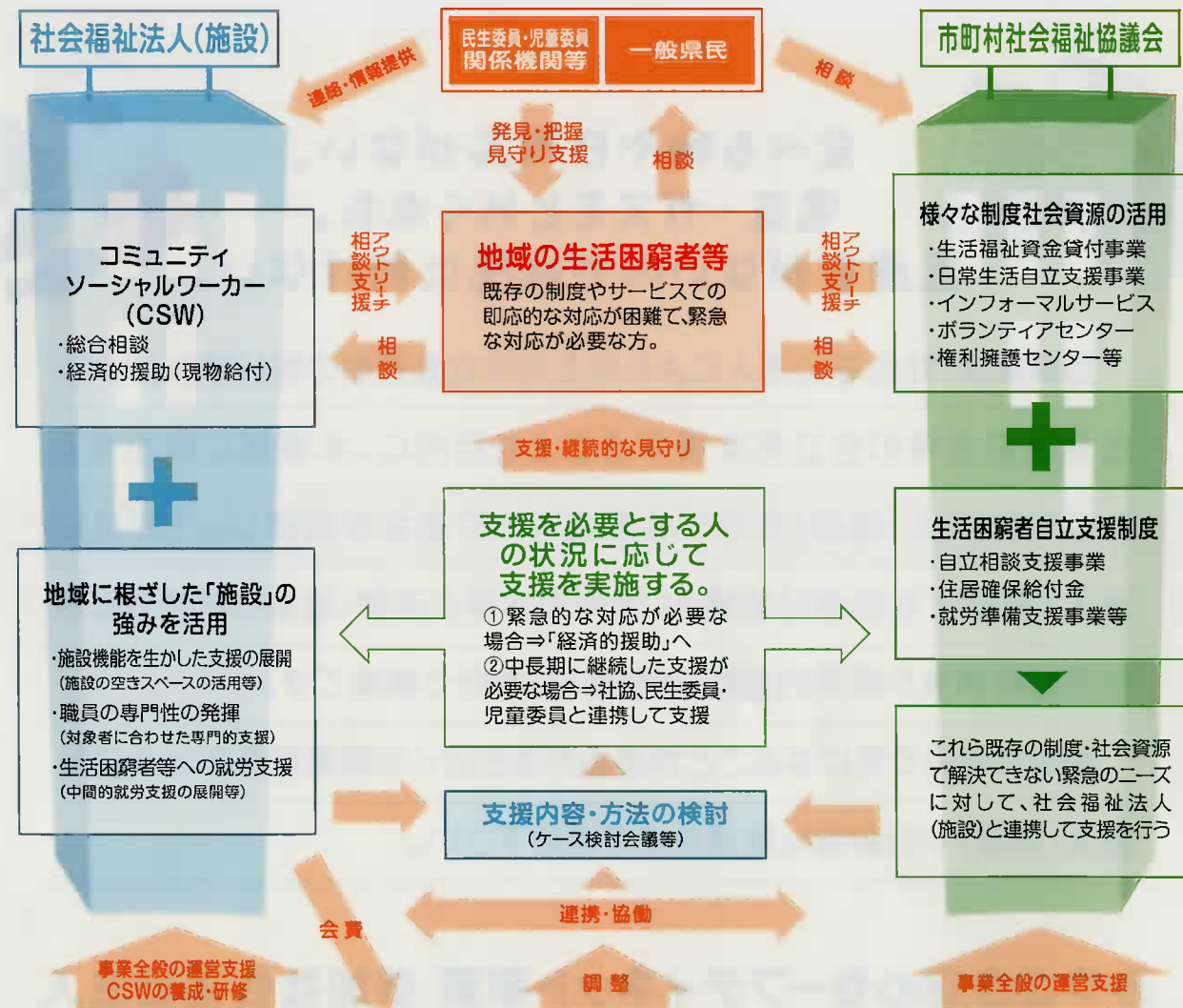
本事業に参加する社会福祉法人(施設)の相談員(CSW)と市町村社会福祉協議会の職員が相談者の住まいを訪問し状況を確認、様々な制度・社会資源の制度が使えるかを検討し相談者の問題解決に努めます。

3

事業運営に必要な資金の確保

これらの取組に必要な資金は、みやざき安心セーフティネット事業の取組に賛同する社会福祉法人(施設)が会費として拠出します。拠出された会費は宮崎県社会福祉協議会の基金で運営・管理を行います。

◆◆「みやざき安心セーフティネット事業」のイメージ◆◆



宮崎県社会福祉協議会 (みやざき安心セーフティネット事業基金)

みやざき安心セーフティネット事業における 総合相談・支援の流れ

発見
連絡

社会福祉法人施設事業所が支援を必要とする方の発見に努めます

生活困窮者は、「SOS」を発することができないことが多いものです。市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携・協働しながら支援を必要とする方の発見に努めます。

社会福祉施設
社協
行政
民生委員・児童委員
地域包括支援センター等



訪問
相談

行って、見て、聞いて状況を把握します

参加法人(施設)の相談員や市町村社会福祉協議会の職員が相談者の住まいを訪問して状況を確認します。



制度
検討

対応できる既存の制度がないか検討します

生活保護や介護保険、障害福祉サービス、成年後見制度、生活福祉貸付金等貸付、日常生活自立支援事業などの制度が使えるか検討します。

生活保護
介護保険
生活困窮者自立支援制度
生活福祉資金貸付
日常生活自立支援事業等

連携

制度につなぎます

既存の制度がある場合は制度につなぎ、ない場合は市町村社協と連携し援助の方法を検討し、訪問・相談するなどして問題解決に努めます。

経済的
援助

経済的援助を検討します

どの制度も適用できない、あるいは緊急を要する場合、経済的援助(現物給付)を行います。(ただし、現金給付ではなく、食材の買い物や電気、ガスの費用等の支払を相談員が本人と同行します。)

見守り

本人の生活の自立を目標に
継続的に見守り、相談などを行います。

